

映画「靖国YASUKUNI」に関する状況について

当神社が有限会社龍影及び李纓監督の代理人弁護士宛てに送付した平成20年5月26日付け通知書に対し、別紙の回答がありましたので報告します。

この回答は、当神社からの①霊璽奉安祭の撮影及び遊就館内での撮影は許可が必要であることを認識していたのかどうか、②当神社が撮影中止を求めているのを認識しながら社務所内での撮影を継続したのかどうか、③当神社の御神体が「神剣及び神鏡」であることを知っていたのかどうかの質問に一切具体的な回答をしないという極めて不誠実なものです。そのような製作者側の態度は、霊璽奉安祭の撮影及び遊就館内での撮影が無断撮影であること並びに当神社からの撮影中止要請を無視して社務所内での撮影を継続したことを明確にしたいくないという意図であることが明らかです。また、当神社の御神体が「神剣及び神鏡」であることを知りながら、本映画をセンセーショナルにアピールしたいがために、当神社の御神体を敢えて「刀」あるいは「日本刀」としたものであることも容易に窺えます。

当神社は、引き続き本映画の問題点を指摘し、製作者側を追求して行く所存です。

上記のように製作者側が極めて不誠実な態度であるのに対し、本映画の宣伝・配給を担当するアルゴ・ピクチャーズ株式会社は誠意ある態度をとっています。すなわち、当神社は同社に対し、本映画のパンフレット及び公式サイトに、無断撮影された霊璽奉安祭の映像が使用されていること、当神社の御神体について事実と異なる記載があることを指摘したところ、同社は、今後は霊璽奉安祭の映像を本映画の宣伝に用いないこと、本映画の公式サイトに御神体に関する本映画の問題を掲載することをそれぞれ確約し、実行しました。この確約に基づき、本映画の公式サイトには、次のような説明がされています。

本公式サイト「解説」ページで靖国神社の御神体は「刀」と記載していますが、靖国神社より靖国神社の御神体は「神剣及び神鏡」であるので訂正して欲しいという申し入れがありました。

本公式サイト及び宣伝用チラシ、公式パンフレットで御神体が「刀」と記載したのは映画「靖国 YASUKUNI」の製作会社である有限会社龍影の見解によるものです。

当神社は、上記説明では必ずしも十分とは考えていませんが、アルゴ・ピクチャーズ株式会社が誠意ある対応を速やかにとったことを評価し、同社に対してこれ以上の要求はしないこととしました。

平成20年6月30日

靖国神社広報課

回 答 書

平成 2 0 年 6 月 5 日

〒 1 0 2 - 8 2 4 6

東京都千代田区九段北 3 丁目 1 番 1 号

靖國神社

総務部長 小方孝次 殿

有限会社龍影及び李纓代理人

東京千代田法律事務所

弁護士 梓 澤 和 幸

中山法律事務所

弁護士 中 山 武 敏

四谷総合法律事務所

弁護士 内 田 雅 敏

四谷総合法律事務所

弁護士 芳 永 克 彦

四谷総合法律事務所

弁護士 内 藤 隆

飯田正剛法律事務所

弁護士 飯 田 正 剛

諏訪の森法律事務所

弁護士 中 川 重 徳

東京アドヴォカシー法律事務所

弁護士 杉 浦 ひとみ



城北法律事務所	大 山 勇	一
弁護士		
リンク総合法律事務所	山 口 貴	士
弁護士		
ミネルバ法律事務所	藤 原 家	康
弁護士		
東京共同法律事務所		
弁護士	只 野	靖
城北法律事務所		
弁護士	田 場 暁	生
東京共同法律事務所		
弁護士	村 上 一	也
城北法律事務所		
弁護士	加 藤	幸
出口法律事務所		
弁護士	出 口 裕	規
千葉中央法律事務所		
弁護士	宮 腰 直	子
静岡合同法律事務所		
弁護士	西ヶ谷 知	成
法円坂法律事務所		
弁護士	江 野 尻 正	明
横浜法律事務所		
弁護士	杉 本	朗
墨東法律事務所		
弁護士	山 本 志	都



東京南部法律事務所	尾詩子
弁護士長	
まちだ・さがみ総合法律事務所	
弁護士志田	なや子
旬報法律事務所	
弁護士蟹江	鬼太郎
渋谷共同法律事務所	
弁護士萩尾	健太
信州しらかば法律事務所	
弁護士毛利	正道
リンク総合法律事務所	
弁護士紀藤	正樹
リンク総合法律事務所	
弁護士佐々木	大介
リンク総合法律事務所	
弁護士江川	剛
リンク総合法律事務所	
弁護士刑部	志保
T O K Y O 大樹法律事務所	
弁護士井堀	哲
銀座東法律事務所	
弁護士浅野	史生
港合同法律事務所	
弁護士大口	昭彦
虎ノ門合同法律事務所	
弁護士長谷川	直彦



パートナーズ法律事務所

弁護士 河村 健夫

さつぽろ法律事務所

弁護士 大賀 浩一

東京共同法律事務所

弁護士 日隅 一雄

発送人兼連絡先

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-15-9

さわだビル5階

東京共同法律事務所

電話 03-3341-3133

FAX 03-3355-0445

弁護士 日隅 一雄



冠省 当職らは、貴神社の平成20年5月26日付通知書に対し、有限会社龍影及び李纓（以下「被通知人ら」と言います）の委任を受け、以下のとおり回答します。

貴神社は、映画「靖国 YASUKUNI」（以下「本映画」と言います）の撮影方法などについて、平成20年4月11日付け通知書及び同年5月1日付け通知書で質問をされましたが、それらに対しては、すでに有限会社龍影からの平成20年4月25日付回



20.0.~
12-18

答書及び5月13日付回答書でお答えしたと
おりです。

貴神社の平成20年5月26日付通知書は
、以上のやりとりを踏まえたものですが、被
通知人らとしては、この問題に関しては、上
記回答書2通による回答で尽きていると考
えておりますので、その旨ご了承ください。

ただし、貴神社の御神体に関する「日本刀
」という表記は、本映画では使用されていま
せんので、その旨付記します。

不 一

この郵便物は平成20年6月5日第 00115 号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

東京高等裁判所
20.6.5
12-18

郵便認証司
平成20年6月 5日